



オンライン保税研修 (保税工場編)



令和3年12月

門司税関

監視部保税地域監督官



- 1 保税工場の基礎知識 ……P1
- 2 保税工場における非違と処分 ……P12
- 3 保税工場における貨物管理 ……P19

1 保税工場の基礎知識 ① …はじめに



① 「輸入」とは

⇒ 外国から到着した貨物を日本国内に引き取ること
又は、輸出の許可を受けた貨物を日本国内に引き取ること

② 「輸出」とは

⇒ 内国貨物を外国に向けて送り出すこと

③ 「外国貨物」とは

⇒ 外国から日本に到着した貨物で輸入の許可を受けていない貨物
又は、輸出の許可を受けた貨物

④ 「積戻し」とは

⇒ 外国貨物（又は外貨製品）を日本から外国に向けて送り出すこと

⑤ 「保税運送」とは

⇒ 外国貨物を保税地域と保税地域との間を運送すること

⑥ 「移入承認」とは

⇒ 保税工場において外貨原料として使用する場合に税関長から承認を受けること

※本資料では、
保税工場で使用する外国貨物を「外貨原料」
製品のうち外国貨物とされるものは「外貨製品」
と呼ぶこととします。

※移入承認のことを「IM承認」とも
呼んでいます。

1 保税工場の基礎知識 ②

保税地域

- 指定保税地域
 - 保税蔵置場
 - 保税工場
 - 保税展示場
 - 総合保税地域
- (CY、市営上屋等) → 財務大臣の指定
- 税関長の許可



種類	関連法令	機能	蔵置期間
指定保税地域	関税法 37~41条の3	<ul style="list-style-type: none"> ・一時蔵置（通関） ・点検、改装、仕分等 	1ヶ月
保税蔵置場	関税法 42~55条	<ul style="list-style-type: none"> ・一時蔵置（通関） ・長期蔵置（保管） ・点検、改装、仕分等 	2年 (延長可)
保税工場	関税法 56~62条	<ul style="list-style-type: none"> ・加工、製造 ・改装、仕分等 	2年 (延長可)

保税地域における一般規制

関税法の大原則

- 外国貨物を置く場所の制限
外国貨物は、保税地域以外の場所に置くことができない（法第30条）

他所蔵置貨物

- 見本の一時持出し
保税地域から、外国貨物を **見本** として一時持ち出そうとする場合には、税関長の許可を受けなければならない（法第32条）

課税上問題がなく、かつ、少量のもの



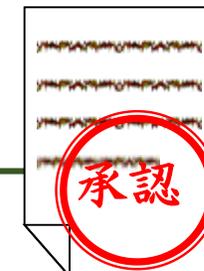
1 保税工場の基礎知識 ③

廃棄
減却

● 廃棄及び減却

保税地域にある外国貨物が、腐敗、変質等により輸入できなくなり廃棄する場合、あるいは他法令の規定による輸入の許可、承認等を取ることができず廃棄せざるを得ないような場合には、あらかじめその旨を税関に届け出なければならない（法第34条）。

ただし、税関長の減却の承認を受けている場合には、届出義務は免除される（同条ただし書）



保税工場の記帳義務

● 記帳義務

指定保税地域、保税蔵置場又は総合保税地域において貨物を管理する者は、その管理する外国貨物又は輸出しようとする貨物についての帳簿を設け、所要の事項を記載しなければならない（法第34条の2）。

◆本規定は一般に「記帳義務」と称しており、「自主管理」の根幹をなす条文

■ 保税工場における記帳義務（法第61条の3）

保税工場の許可を受けた者は、当該保税工場にある外国貨物についての帳簿を設け、政令で定める事項を記載しなければならない。



1 保税工場の基礎知識 ④

◆関税法施行令（第50条）

《記帳項目》

- ① 搬入時：貨物の記号、番号、品名、数量、価格、搬入年月日、IMの年月日と承認番号
- ② 使用時：貨物の記号、番号、品名、数量、使用した年月日
- ③ 作業終了時：製品の記号・番号・品名・数量、終了した年月日
- ④ 保工外作業許可を受けた場合の搬出時：出した場所、貨物の記号、番号、品名、数量
- ⑤ 輸入許可時：貨物の記号、番号、品名、数量、許可年月日・許可番号
- ⑥ BP承認時：貨物の記号、番号、品名、数量、許可年月日・承認番号
- ⑦ 搬出時：貨物の記号、番号、品名、数量、価格、搬出年月日、目的、
搬出に必要とされる許可・承認を受けた年月日及びそれらの許可・承認番号

▼ ただし、指定保税工場（保税作業）の場合は、上記のほかに
外貨原料品を積載していた **船舶の名称、入港年月日**、外貨原料品を保税運送で
保税工場に搬入する場合には、**当該保税運送承認番号**
保税製品を搬出する場合には、**船舶の名称、出港予定年月日**



早く帰りたいけど、
記帳、記帳 !!



1 保税工場の基礎知識 ⑤



◆関税法施行令（第50条）

【記帳を省略できる項目】

- ①（搬入時）IM承認書を保管することで省略可能
- ②（使用時）IM承認書に追記することで省略可能
- ④～⑥ 保工外作業許可書等（写も可）を保管することで、省略可能

※上記のとおり、①、②、④～⑥は省略あり。

③作業終了時、⑦搬出時は省略できない点がポイント !!

保税台帳に記帳項目を記載するのが基本



一件書類として整理して保管

助かった!!



◆自主管理

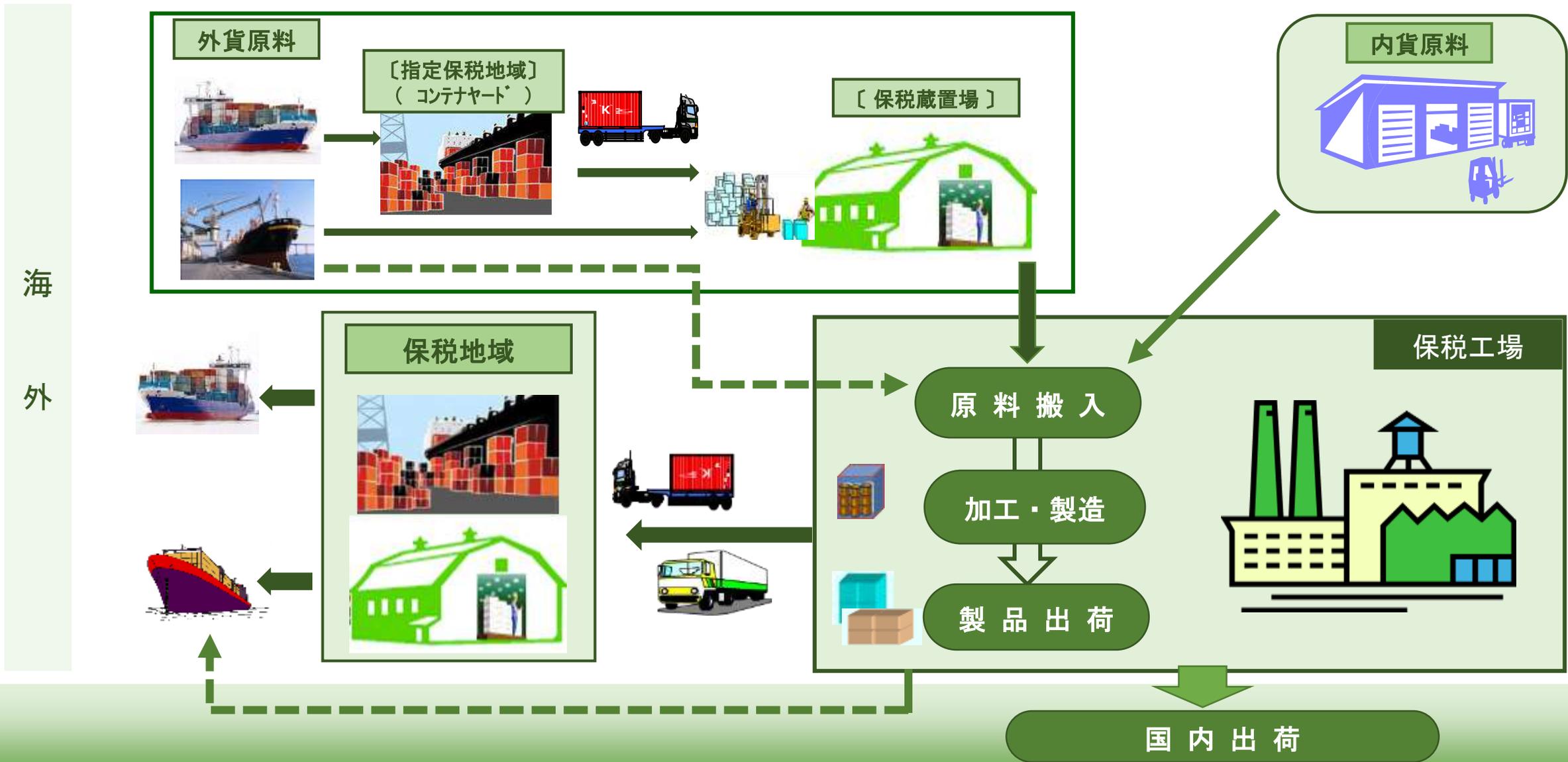
保税地域で外国貨物を管理する者とは、
性善説に基づき、
関税関係法令の各規定を遵守しつつ、
適正な貨物管理を行い、保税台帳に法令が求めている項目を迅速、確実に記帳
する者と言うことができます。

※貨物管理者 ⇒
指定保税地域では貨物を管理する者
許可保税地域では被許可者

☛ 保税工場も同じです！

1 保税工場の基礎知識 ⑥

保税工場に係る貨物の流れ

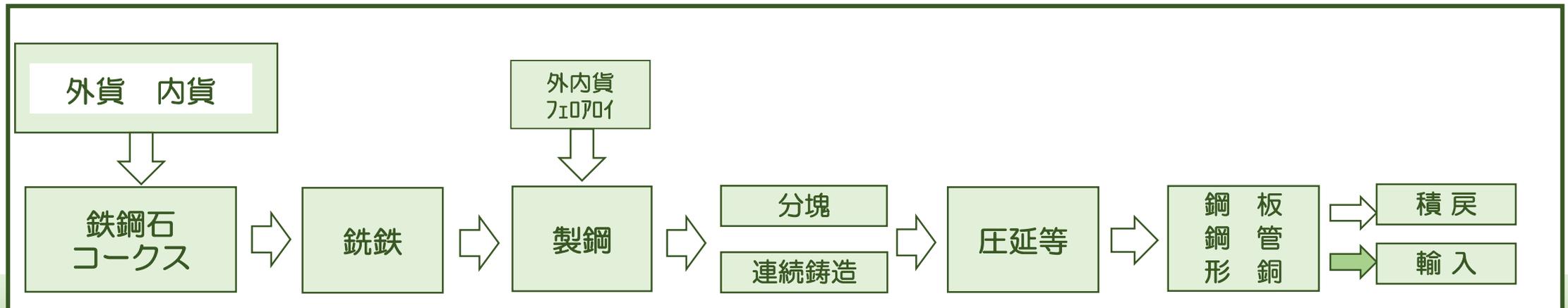


1 保税工場の基礎知識 ⑦

関税法第56条第1項（保税工場の許可）

保税工場とは、外国貨物についての加工若しくはこれを原料とする製造（混合を含む）
又は外国貨物に係る改装、仕分その他の手入（以下これらの加工若しくは製造又は改装、
仕分その他の手入を「保税作業」という。）をすることができる場所として、政令で定めるところにより、税関長が許可したものをいう。

例）鉄鋼の製造



1 保税工場の基礎知識 ⑧

関税法第56条第2項は
「みなし蔵置場」の規定です！

関税法第56条第2項（保税工場の許可）

保税工場の被許可者は、その保税工場において使用する輸入貨物について、その保税工場に入れた日から3か月までの期間に限り、その保税工場について保税蔵置場の許可を併せて受けているとみなす取扱いとしている。

これを、**みなし蔵置場**と呼称しており、その場所を利用できる貨物は次のとおり。

- ① その保税工場において外国貨物のままで又は輸入の許可を受けて保税作業に使用されることが見込まれる原料品
- ② 上記①の輸入原料品と同種の輸入原料品で、輸入の許可を受けてその保税工場における内貨作業に使用されることとなるもの

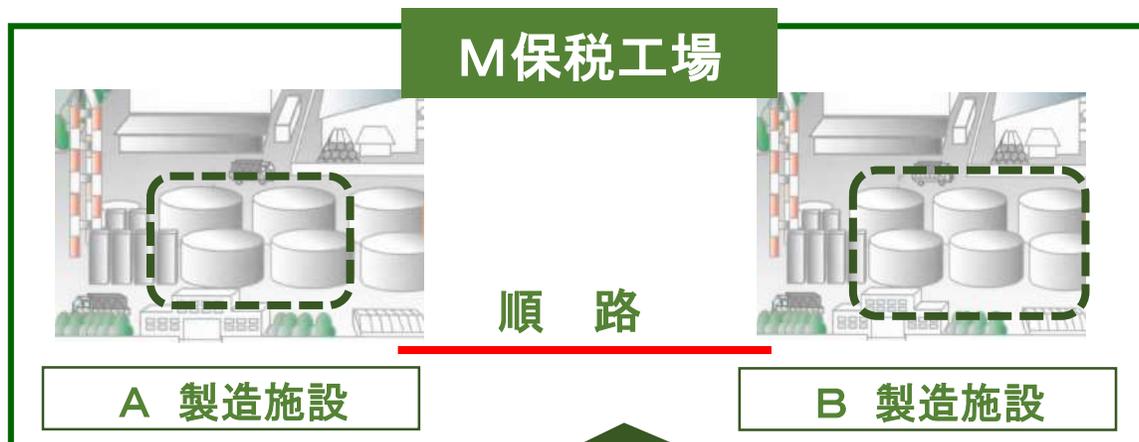
※上記の①、②は基本通達56-16に規定されており、
みなし蔵置場に置くことができる貨物が限定されている点がポイント！！

1 保税工場の基礎知識 ⑨

関税法第56条第3項は「併設蔵置場」の規定です！

関税法第56条第3項（保税工場の許可）

保税工場の一部又は全部について、保税蔵置場の許可を併せて受けることができる（併設蔵置場と称している）こととなっているが、これは、みなし蔵置場（第2項）では蔵置機能があるものの、蔵置期間（3か月）及び貨物の種類が限られているため、内国貨物で製造した製品など、一般輸出入貨物の蔵置を行いたい旨の要請に応える形で措置されたものである。



▼併設蔵置場の許可を受けた場合には、蔵置する貨物について特に制限はありません！

▼通常は、内貨作業により製造された貨物の輸出通関場所として利用されるケースが多いかと思いますが、加工・製造を前提としない貨物の通関場所として利用することも可能です

順路の距離がおおむね 1.5km以上のときは、それぞれの併設蔵置場は別許可！



保税蔵置場の許可を受けている場所・施設

1 保税工場の基礎知識 ⑩

◆保税工場の許可要件

(法第61条の4の規定により、保税蔵置場の許可要件である第43条の規定を準用)

《概要》

- ① 保税地域の許可を取り消された者で3年を経過していない
- ② 関税法違反により通告処分等を受けた者で3年を経過していない
- ③ 関税法以外の法律により、禁錮以上の刑に処せられた者等で2年を経過していない
- ④ 暴力団員による不正防止等の法律に違反した等で2年を経過していない
- ⑤ 暴力団員等である者
- ⑥ 通告処分等を受けた者、関税法以外の法令による禁錮刑以上の処罰を受けた者 及び暴力団等関連者を役員、支配人等として使用している場合
- ⑦ 暴力団等から支配されている者
- ⑧ 資力及び保税工場の業務を遂行できる能力があると認められない場合
- ⑨ 場所の位置、又は、施設が不適當な場合
- ⑩ 利用の見込み、価値がない場合

保税工場の場合、場所的要件はない。

1 保税工場の基礎知識 ⑪

◆関税法基本通達 56-1 (保税工場の許可の方針)

▼ 保税工場の許可は、次の方針に従って行うものとする。

(1) 外国貨物である原料品を使用して、その製品を積み戻すことが確定しており又はその見込みがある工場については、工場側における外国貨物の蔵置及び加工製造の管理形態等からみて、税関の取締上支障がないと認められるものに限り、その工場における加工製造の期間、積戻しされる製品の数量及び税関官署と工場所在地との距離的關係のいかんにかかわらず、原則として保税工場の許可を行うものとする。

(2) 製品の積戻しが行われない工場については、製品の用途、作業の性質等から判断して特に保税工場とする必要があると認められ、かつ、税関の取締上支障がないと認められるものに限り、保税工場の許可を行うものとする。

(3) 上記(1)又は(2)に該当する工場のうち、外国貨物についての加工又は製造をすべて法第61条《保税工場外における保税作業》に規定する保税工場外における保税作業により行うこととなるものについては、そのような作業形態になることにつき、やむを得ない事情があると認められる場合に限り、保税工場の許可を行って差し支えないものとする。

2 保税工場における非違と処分 ①

◆保税工場に対する処分（法第61条の4により、法第48条の規定を準用）

第48条：保税工場に読み替えると・・・

※補足

☞ 非違とは・・・法令の規定に違反する行為

税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、期間を指定して外国貨物を保税工場に入れ、若しくは保税工場において保税作業をすることを停止させ、又は保税工場の許可を取り消すことができる。

- ① 被許可者、役員及びその他の従業者等が保税工場の業務についてこの法律の規定に違反（1号処分）
- ② 被許可者が許可要件に抵触することとなったとき（2号処分）

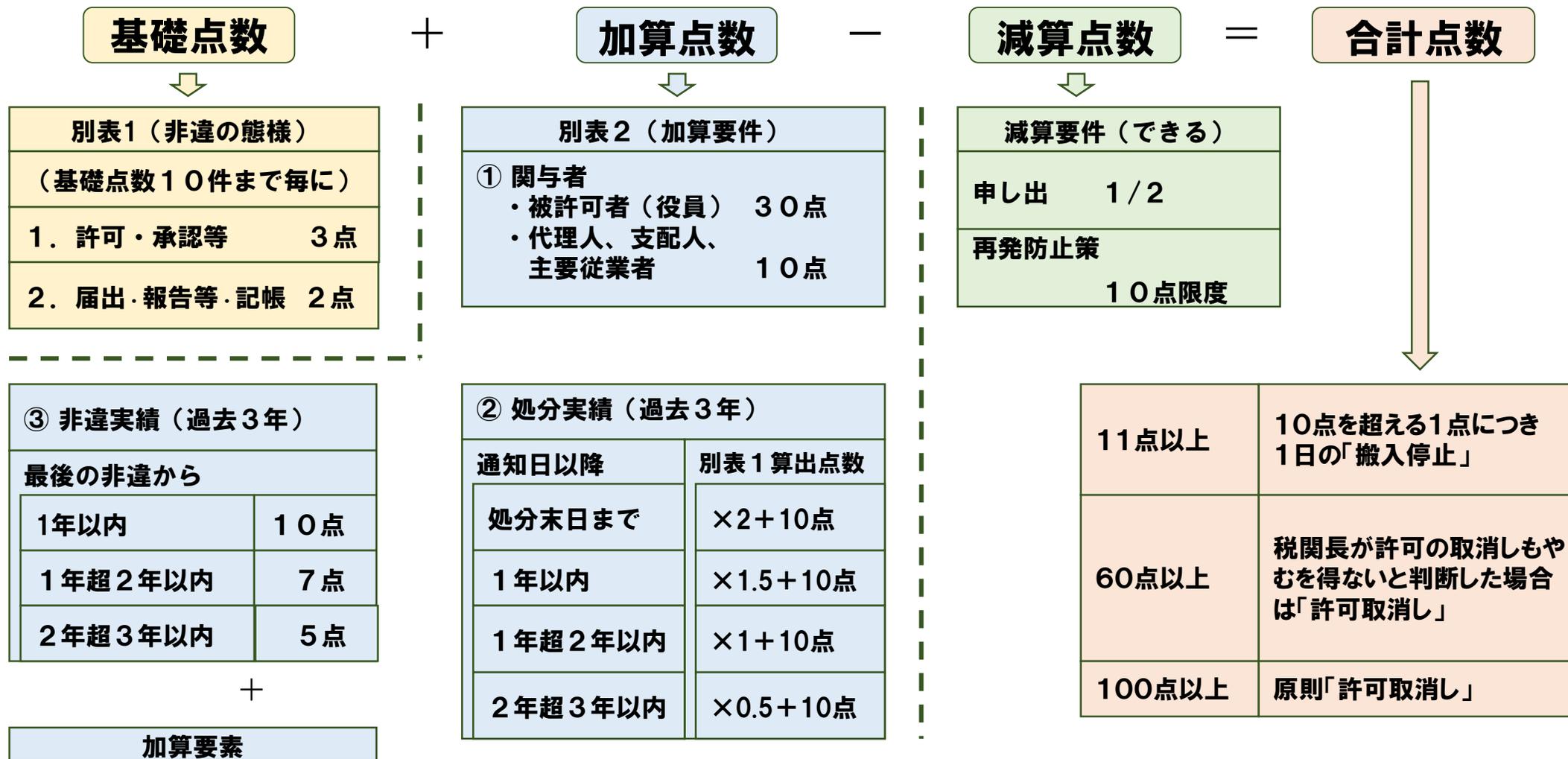
2 保税工場における非違と処分 ②

◆ 「保税工場の業務」を定義すると

- 被許可者が CPに基づいた適正な貨物管理（外貨原料の搬入から外貨製品の製造及び搬出するまでの間）を行うこと、とともに
例えば、加工製造等報告書を適正に作成し、税関に提出することなど関税法が求める必要な税関（保税）手続きを的確に行うこと・・・と言えると思います。
- したがって、上記の貨物管理や手続きが不適切だった場合において、その行為が関税法の規定に違反している場合、つまり、法令違反であると認められる場合には、
法第48条第1項による処分（搬入停止、許可の取消し）が行われることとなります。
- なお、保税工場については、記帳の省略可能な項目が多いため、保税蔵置場に比べると、記帳義務違反となるケースは少ないと思います。

2 保税工場における非違と処分 ③

(参考) 関税法第48条第1項第1号に基づく処分 (関税法に違反した場合)



2 保税工場における非違と処分 ④

(1) 被許可者、役員及びその他の従業者等が保税工場の業務について、この法律の規定に違反 (1号処分)

処分対象：違反があった工場のみ

具体例)

- ① 保税工場の原料タンクから外貨原料品の品質を確認するため、検査機関にサンプルを送る際に、法第32条の見本一時持出の許可を受けずに保税工場外に持出してしまった場合
- ② 保税工場の製品倉庫が老朽化していたため、既設の倉庫を解体し、新たに倉庫を新設したが、税関へ法第44条の届出を失念していた。
- ③ 査定歩留りの改定通知があったが、自社システムに査定歩留りの率と異なる数値を誤って入力していた為外貨製品の出来高が誤って算出され、工場から出荷されていた。

基本通達61の4-9による準用

具体的な処分)

基本通達48-1の別表1、2に基づき算出した点数を基に、加重減輕のうえ、合計点数により、処分を行うこととなる。

- ①：許可違反1件のため、**3点** (処分無)
- ②：届出違反1件のため、**2点** (処分無)
- ③：保税製品として特定された**数量が適正なものではない**ことから、**搬出に関する記帳義務違反となる可能性がある。**

※ 記帳義務違反は基礎点数は2点であるが、件数によっては、10点を超える可能性があり、16点の場合は6日間の外貨原料品の搬入停止及び保税作業の停止となる。

2 保税工場における非違と処分 ⑤

(参考) 保税蔵置場に対する法第48条第1項第2号に基づく処分

(被許可者等が関税法の規定に違反して刑に処せられ又は通告処分を受けた場合)

違反点数

+

加算点数

-

減算点数

=

合計点数

別表3	違反点数	
関税法の罰条	被許可者	役員等
108条4 109条 109条の2 (1項~4項)	120点	70点
110条 111条 (1項~3項) 112条1項	110点	60点

別表2 (加算要件)	
② 処分実績 (過去3年)	
通知日以降	別表3算出点数
処分末日まで	×2+10点
1年以内	×1.5+10点
1年超2年以内	×1+10点
2年超3年以内	×0.5+10点

減算要件 (できる)	
申し出	1/2
再発防止策	10点限度

116条 117条	処罰の根拠となつた罰条の点数
--------------	----------------

11点以上	10点を超える1点につき1日の「搬入停止」
60点以上	税関長が許可の取消しもやむを得ないと判断した場合は「許可取消し」
100点以上	原則「許可取消し」

2 保税工場における非違と処分 ⑥

(2) 被許可者が許可要件に該当することとなったとき (2号処分)

処分対象：全国すべての許可保税地域 (量的要件に該当の場合にのみ当該保税工場)

1 会社の役員が海外から日本に赴任のため、入国時に不正薬物をトランクに隠匿し、日本国内に持ち込もうとしたところを税関職員に摘発され、同役員が通告処分を履行した場合は、許可要件の法第43条第6号に該当することとなる。

2 会社の役員が関税法以外の法令による禁錮刑以上の処罰を受けた場合は、許可要件の法第43条第6号に該当することとなる。

具体例)

- ① 保税工場の許可を受けた会社が法人税法に違反し、代表者が懲役の刑が確定した場合
- ② 保税工場の許可を受けた会社が水質汚濁防止法に違反し排水に関する管理責任者となっていた役員が同法の規定により懲役の刑が確定した場合

基本通達61の4-9による準用

具体的な処分)

■ 基本通達48-1に基づき、処分を行うこととなる。

1 法第109条に該当することとなり、点数は70点。

⇒60日間の搬入停止、保税作業の停止

※100点を超える場合は取消しとなり、同社が有している許可保税地域はすべて取消となる可能性あり!

2 ①、②については、これまで事例はないが、許可の取消しとなる可能性が高い。

2 保税工場における非違と処分 ⑦

② 被許可者が許可要件に該当することとなったとき (2号処分)

会社の役員が関税法以外の法令による禁錮刑以上の処罰を受けた場合

※該当する法律は大変多い！！

例) 通関業法、道路交通法、労働基準法、港湾運送事業法、所得税法、相続税法

企業活動に悪影響！！

最悪・・・

関税法違反

全ての許可保税地域の取消し

罰金の納付

企業イメージの悪化

取消後、3年間は許可を受けることができない

関税を納付した輸入原料、又は国内産原料などの高価な原料を使用！！

業績に悪影響

経営が困難！

・従業員の生活不安
・関係企業への影響大！

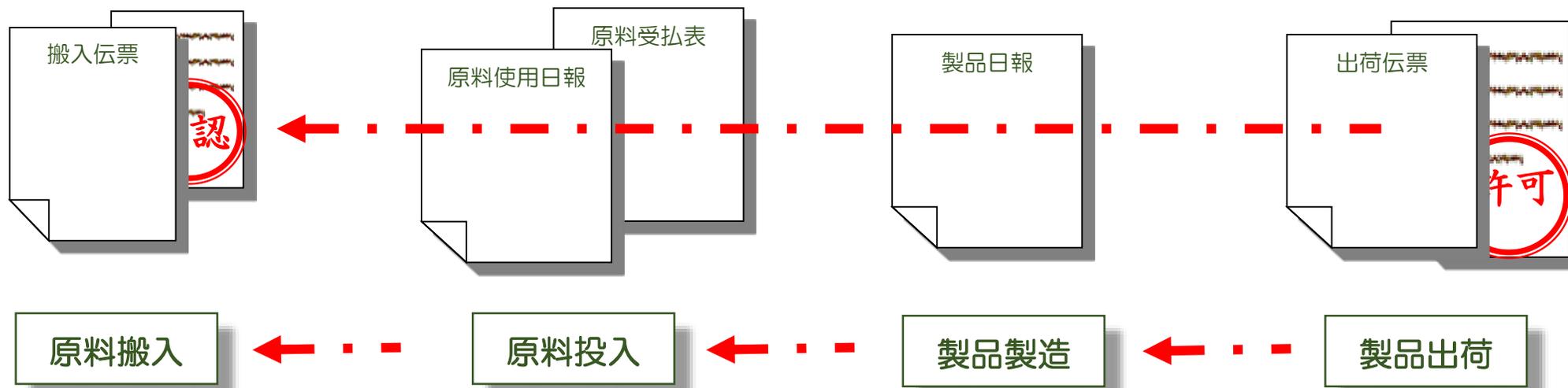
倒産！！

3 保税工場における貨物管理 ①

■トレーサビリティー

原料の搬入から製品の搬出まで、関係帳票でトレースできること

製造された製品について、いつ、どれだけの原料が製造工程に投入され、いつ、どれだけの量のものが製品として計上されたものであるかが、明確に分かる体制が整備されていること！

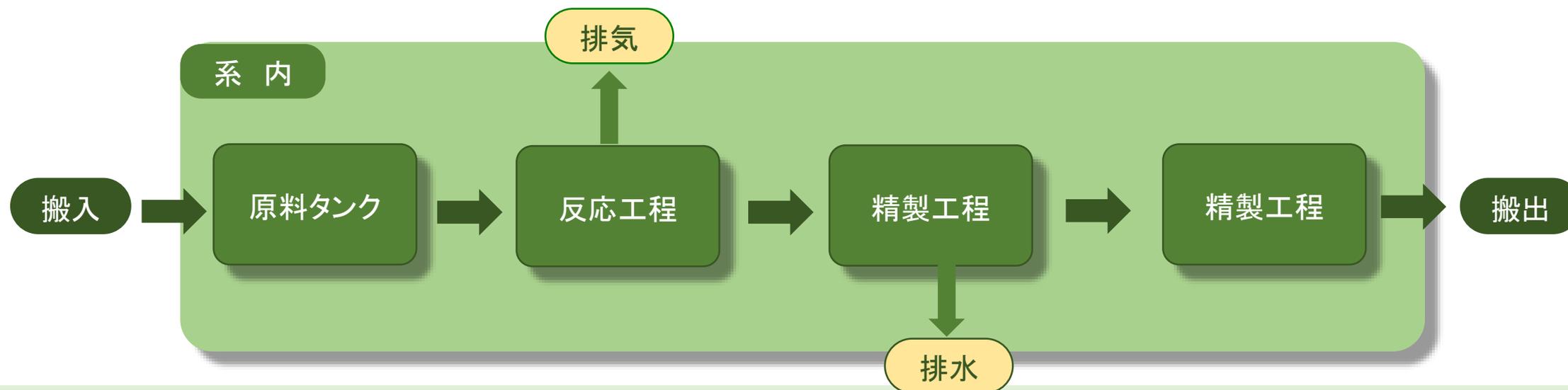


3 保税工場における貨物管理 ②

■貨物管理

製造工程の系内から系外に出るものが確実に把握できること。

↳ 製造工程を一つの系内と考えた場合、その系内から系外にいくつもの数量が把握できること！



3 保税工場における貨物管理 ③

関税法基本通達 56-2 (保税作業に使用できる外国貨物)

外貨原料が許可内容の範囲のものかを確認!

- ◇ 関税法第56条第1項に規定する保税作業に使用することができる外国貨物は、次に掲げるものとする。
 - (1) 直接原料 (製品に化体される全ての貨物)
 - (2) 作業工程において主原料に直接混じ、又は添加して使用する消耗的補助原料 (助剤、還元剤、溶剤等) で、その消費量が確実に把握できるもの。
 - したがって、これらの貨物以外の貨物 (作業工程中において使用する補助原料でその使用数量の不明確なもの又は消費されないもの、作業工程中に使用する燃料、圧縮ガス、潤滑油等の消耗品、保税工場用の機械、工具、事務用品等の設備用品等) については、その使用前に輸入手続が必要となるので留意する。

関税法基本通達 56-3 (保税作業に使用できる消耗的補助原料の品目)

- ◆ 関税法基本通達 56-2 の(2)にいう消耗的補助原料の具体的品目は、次に掲げるもの
 - (1) 船舶の建造等のために使用されるペイント溶剤用のシンナー
 - (2) ビタミンAの製造に使用されるリチウムヒドライド及び金属カリ

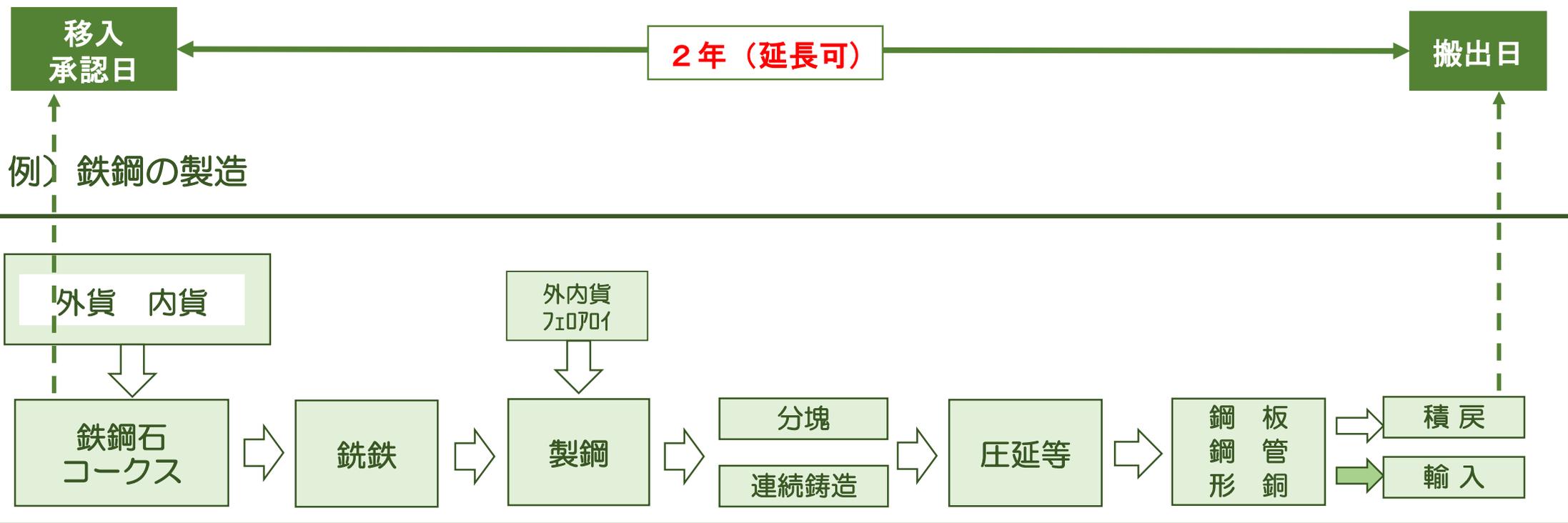
※上記2品目のほか、3品目あり。

3 保税工場における貨物管理 ④

関税法第57条（外国貨物を置くことができる期間）

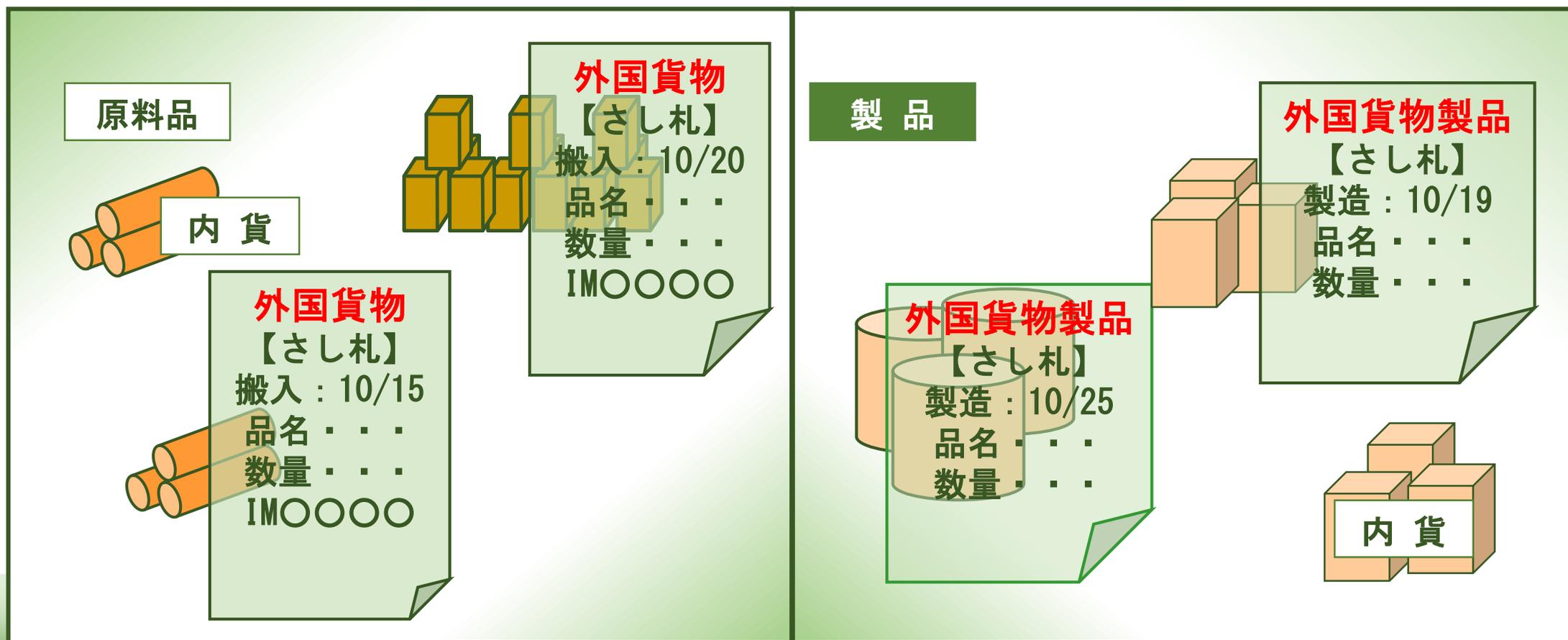
外貨原料は「IM(移入承認)」を受けないと使用不可！

保税工場に保税作業において使用する外国貨物（当該貨物を使用した保税作業による製品を含む）を置くことができる期間は、当該保税工場に当該貨物を保税作業のために置くこと又は当該保税工場において当該貨物を保税作業に使用することが承認された日から2年とする。

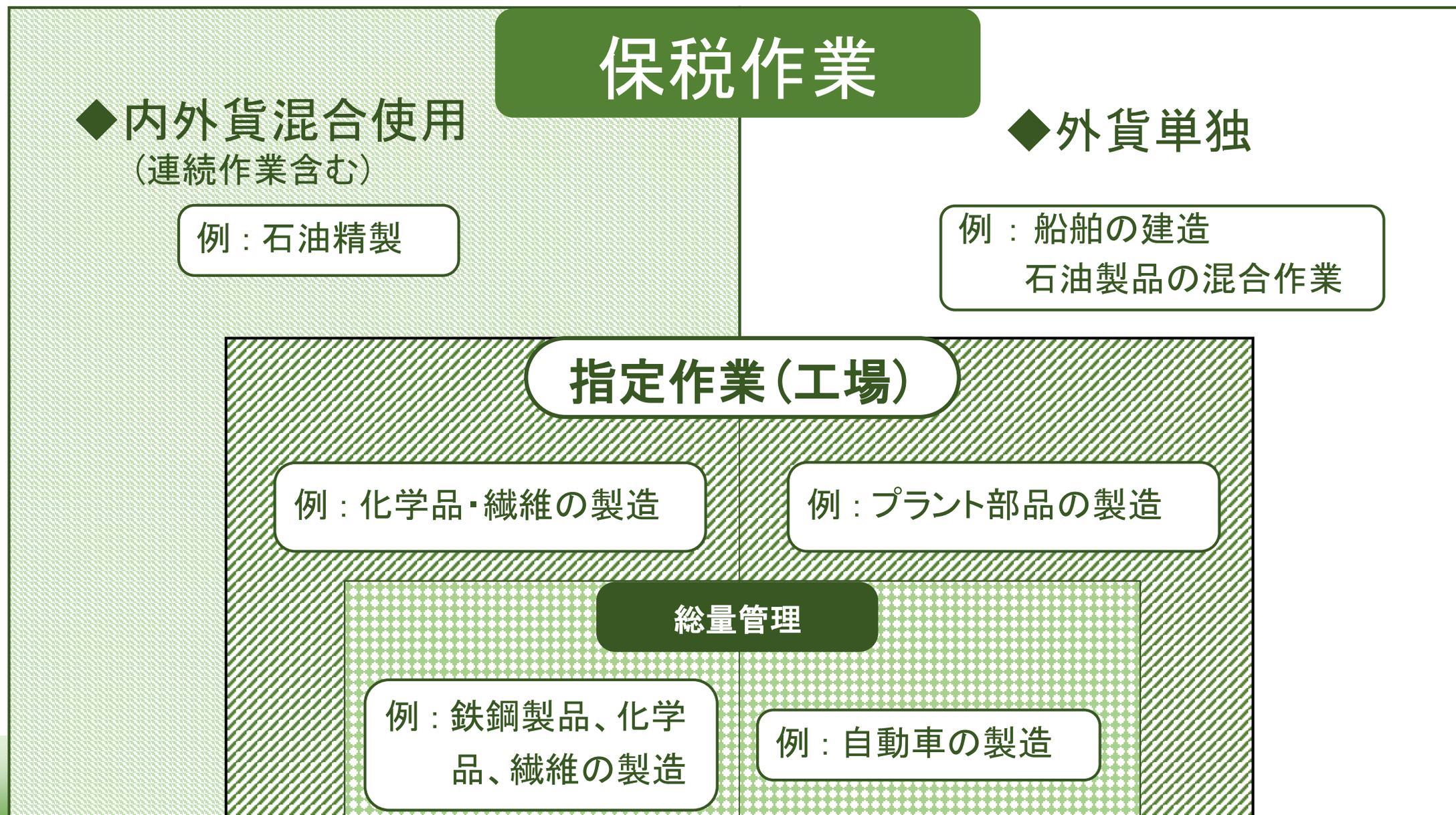


3 保税工場における貨物管理 ⑤

- ◆ 保税工場でも、**原則**、外国貨物（原料品、製品、仕掛品）は、内国貨物（国産、輸入許可済）と**区分して蔵置**しなければならない。
- ◆ IM済貨物は、IM毎に区分して蔵置する



3 保税工場における貨物管理 ⑥



3 保税工場における貨物管理 ⑦

関税法第58条（保税作業の届出）

- 保税工場において保税作業をしようとする者は、その開始及び終了の際、その旨を税関に届け出なければならない。
ただし、税関長が取締上支障がないと認めてその旨を通知した場合における保税作業の開始については、この限りではない。

関税法基本通達58-1

- 保税作業の種類等から税関の取締りの見地から必要と認める場合を除き、開始届の提出は要しないものとして運用。
- 税関の取締りの見地から必要と認める場合であっても、書面による届は要せず、口頭（電話を含む）によるものとして差し支えない。

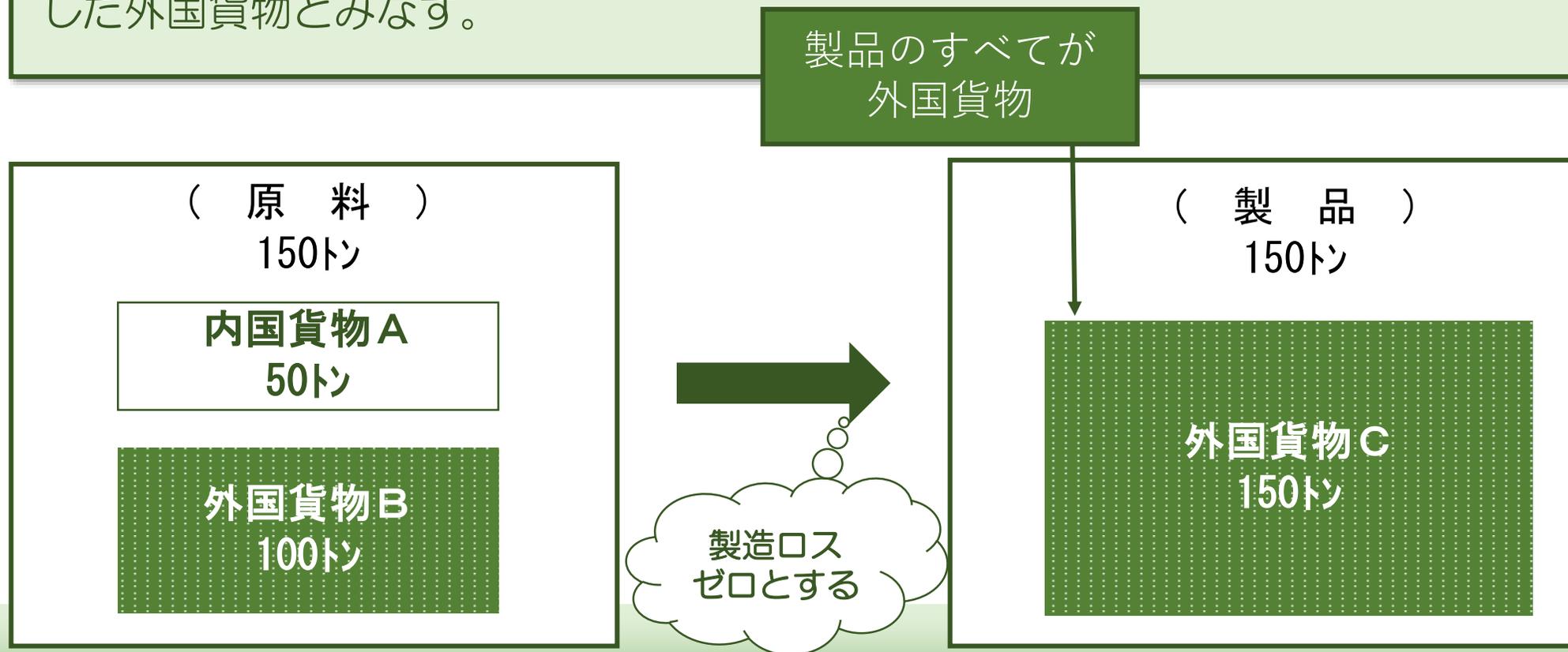
実質的には、「開始届」は不要ってこと！



3 保税工場における貨物管理 ⑧

関税法第59条第1項（内国貨物の使用等）

- 保税工場における保税作業（改装、仕分、その他の手入を除く）に外国貨物と内国貨物とを使用したときは、これによってできた製品は、外国から本邦に到着した外国貨物とみなす。

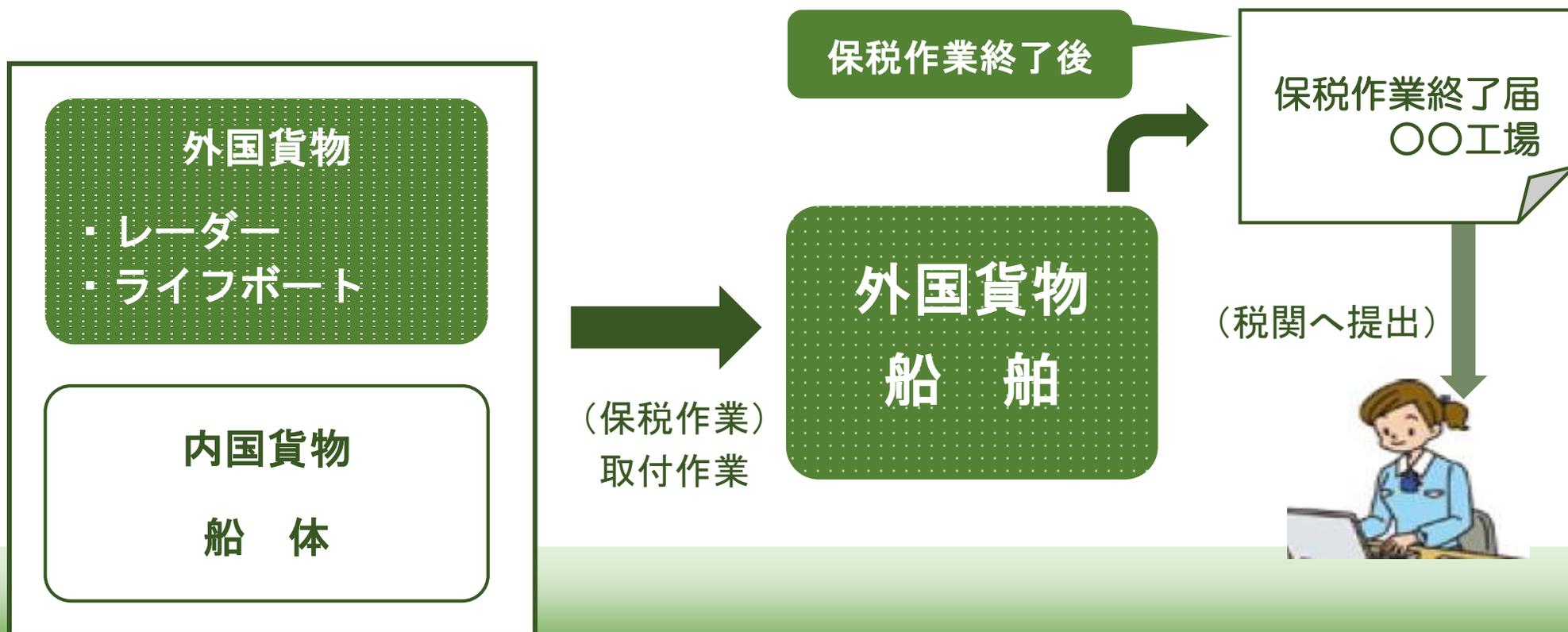


3 保税工場における貨物管理 ⑨

関税法第59条第1項（内国貨物の使用等）

◆ 取付作業の具体例

内国貨物で製造した船体に、外国貨物であるレーダーやライフボートを取り付ける。



3 保税工場における貨物管理 ⑩

指定保税工場(法61条の2) ①-1

■原則、保税作業を終了した場合は
終了毎に「保税作業終了届」を提出



保税作業終了届
〇〇工場

保税作業終了届
工場

保税作業終了届
工場

その都度
提出



(保税部門)

■次の条件に該当する場合は、毎月1回の報告書でOK!

- 製造歩留りが安定している場合
 - 取締り上、支障がないと判断された場合
- ⇒ 「保税作業終了届」の提出を **不要**

外国貨物加工
製造等報告書
〇〇工場

都度提出の手間
が無くなった!



(保税部門)

詳しくは次頁!

3 保税工場における貨物管理 ⑪

指定保税工場(法61条の2) ①-2

◆ 指定の要件(基通61の2-1)

次の除外要件に該当する場合は **指定しない。**

- ▼ 確定歩留りの設定が困難で、作業の都度、製品数量の確認が必要な作業。
- ▼ 保税作業が組み立て、貼り付け等であり、作業終了後、その作業の事実を確認することが困難で、保税作業の過程又は終了の段階において確認を行う必要がある場合。
- ▼ 保税作業の回数が2月に1回程度であり、その都度の届出としても手続き上の負担も少ない場合。(例：造船)
- ▼ 石油精製を行う作業。

作業毎に
判断します。



3 保税工場における貨物管理 ⑫

内国貨物の使用等(法59条) ①-1

◆ 取付作業の具体例

内国貨物で製造した車体に、外国貨物である自動車用シートを取り付ける



3 保税工場における貨物管理 ⑬

内外貨混合使用（同一主義と等質主義）



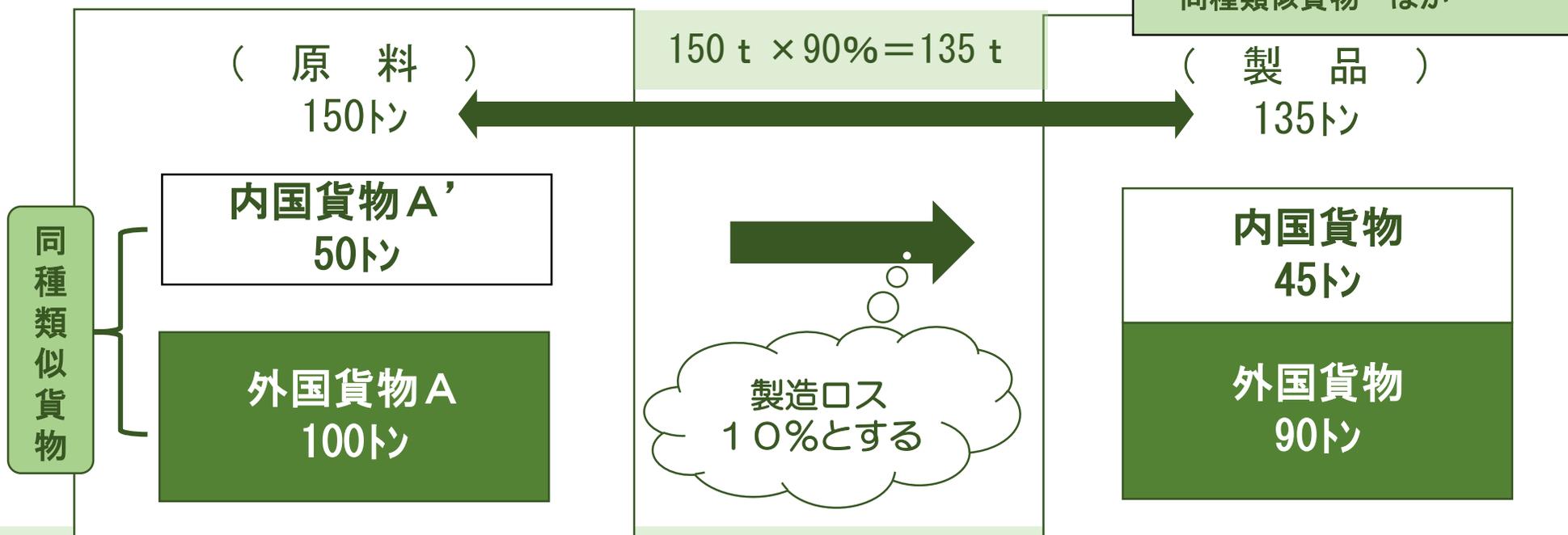
- ▼ 関税法は、**同一主義(同一性の確認)を基本**としている故に、例えば、輸入申告された貨物が実際の貨物と同じか否かを税関が確認しています。
また、保税においては、自主管理の下、保税地域に搬入される貨物と関係書類（運送承認書等）の内容が同一のものか、また、見本の一時持出貨物と許可書の内容が同じか否かなど、倉主の皆様が税関に代わって行っていただいているということになります。
- ▼ 内外貨混合使用により保税作業を行った場合は、製造された製品は、外貨原料によるものも内貨原料によるものも等質であり、それを識別することは不可能なため、同一主義の原則に当てはまらないこととなります。
つまり、内外貨混合使用は、同一主義を原則としている **関税法の諸規定の例外として等質主義(同時蔵置も同様)**を認めています。

3 保税工場における貨物管理 ⑭

内国貨物の使用等(法59条) ②-1

政令定めるところにより、税関長の承認を受けて、外国貨物と **内国貨物** とを混じて使用したときは、前項の規定にかかわらず、これによってできた製品のうち当該外国貨物の数量に対応するものを外国から本邦に到着した外国貨物とみなす。

- ◆基本通達59-1
- ・外国貨物と全く同じ貨物
(輸入許可済貨物)
- ・同種類似貨物 ほか

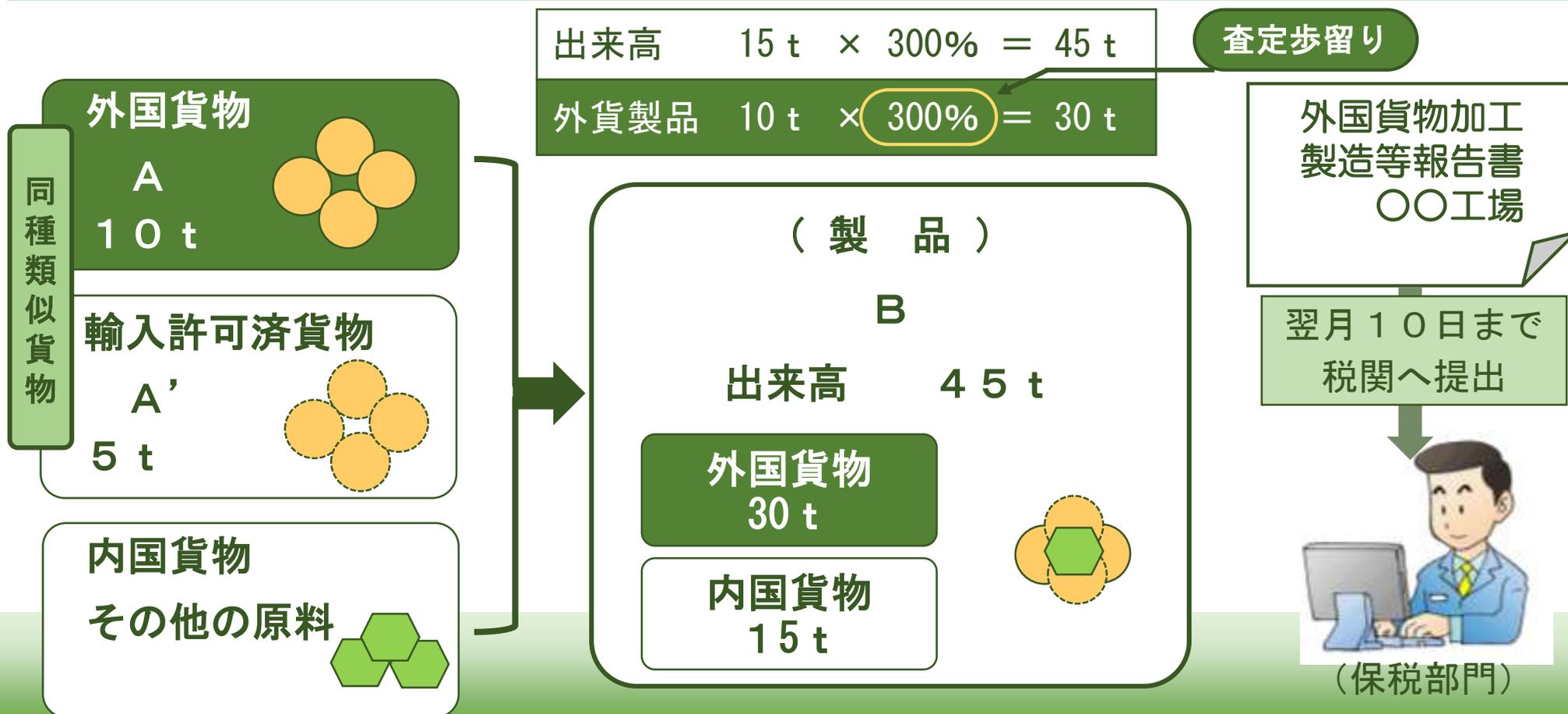


3 保税工場における貨物管理 ⑮

内国貨物の使用等(法59条) ②-2

◆ 化学品の製造

外国貨物の「A」と輸入許可を受けた「A'」及びその他の内貨を原料として、化学反応により、Bを製造する。



3 保税工場における貨物管理 ⑬

内外貨混用に係る外貨製品の特定 ③-1

◆ 内外貨混合使用の要件

法第59条第2項の承認を受ける場合は、外国貨物にこれと同種の内国貨物を混じて使用し、その外国貨物のみを原料として製造した場合の製品と等質の製品を製造する場合で、作業の性質、工程等を勘案して、その内国貨物を混じて使用することについて、やむを得ない理由があり、かつ、原料品の数量に対応する製品の数量の割合が明らかであるときに限られる。（法施行令第47条第1項）

確定歩留りの設定が可能

◆ポイント（基達59-4）

製造計画による

内外貨混合作業における製品特定

◆製造計画

- ・ 何月何日から何月何日までに
- ・ どのような原料を
- ・ どれくらい使用して
- ・ どのような製品を
- ・ どれくらい製造し
- ・ 何月何日までに特定する

同種原料
の同種性

製品の
等質性

作業の
経済性

歩留りの
安定性

3 保税工場における貨物管理 ⑱

内外貨混用に係る外貨製品の特定 ③-2

◎ 製品特定の必要性

- 工場では、輸出用（積戻し）と国内用の生産は、同時か交互に行っており、原料を投入した後、製品になるまでの時間（又は日数）は、外貨、内貨の製品とも同じである。
⇒ 内貨製品が製造されているということであれば、当然のことながら、それと同時に又は所要時間（又は日数）経過後には、必ず外貨製品も製造されていると考えられる。

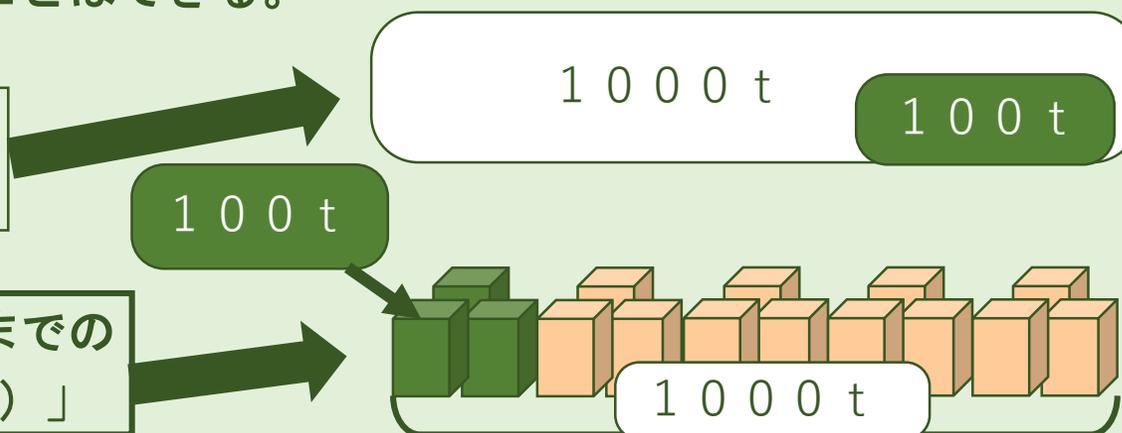
- 内外貨混合使用による保税作業を行う場合、**査定歩留りで外貨原料品の使用数量に対する外貨製品の数量を確定することはできる。**

しかし、**外貨製品の特定**は

製品倉庫に蔵置されている
1000tのうちの100t

ということではなく

「ロットNo.1からロットNo.100までの
フレコンバック10袋（100 t）」



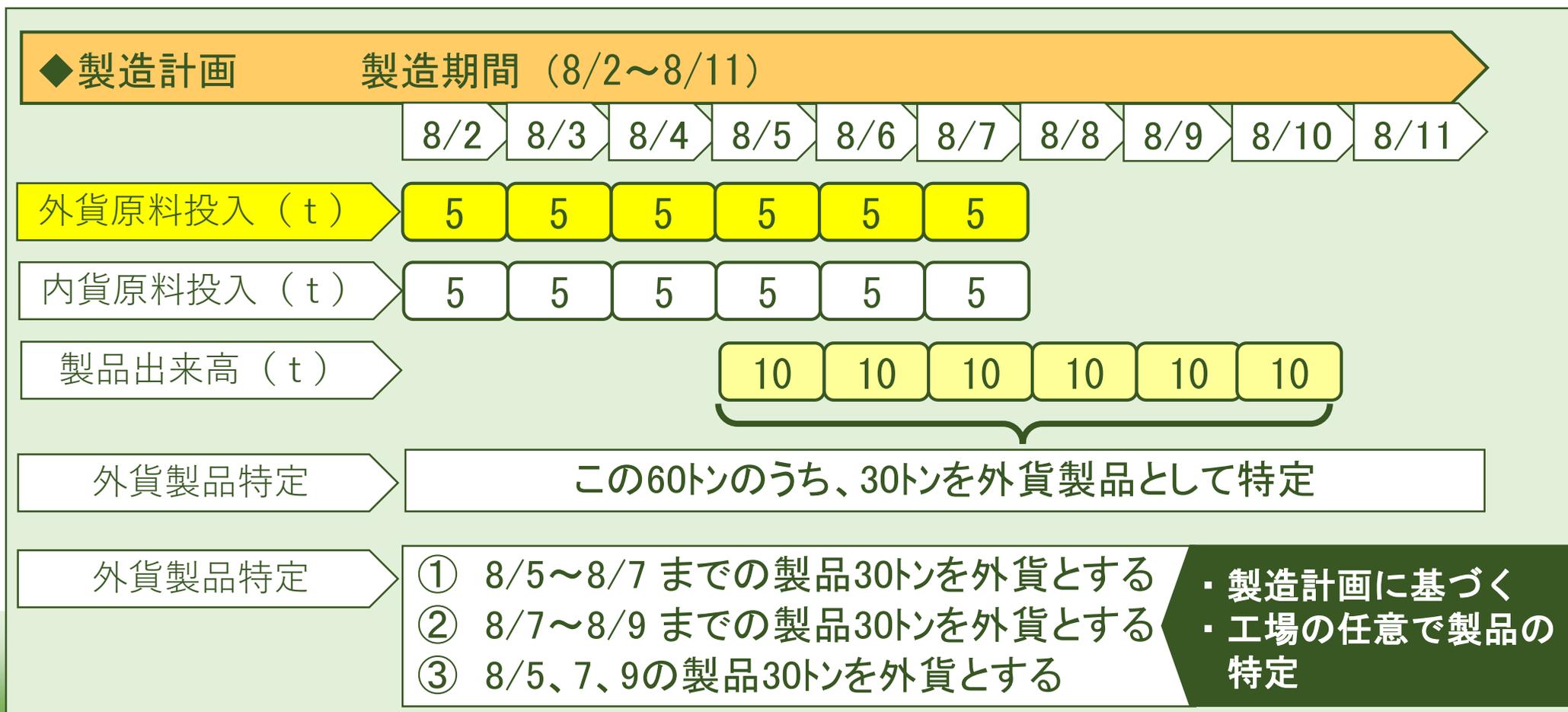
というように、具体的に貨物自体に対する「決めつけ」をしないと、いつまでたっても国内向けに出荷する状況となり、**実質上、外国貨物であるとみられる製品について、製品の特定をしないで工場から引取った場合は、「無許可輸入」となる可能性がある。**

3 保税工場における貨物管理 ⑱

内外貨混用に係る外貨製品の特定 ③-3

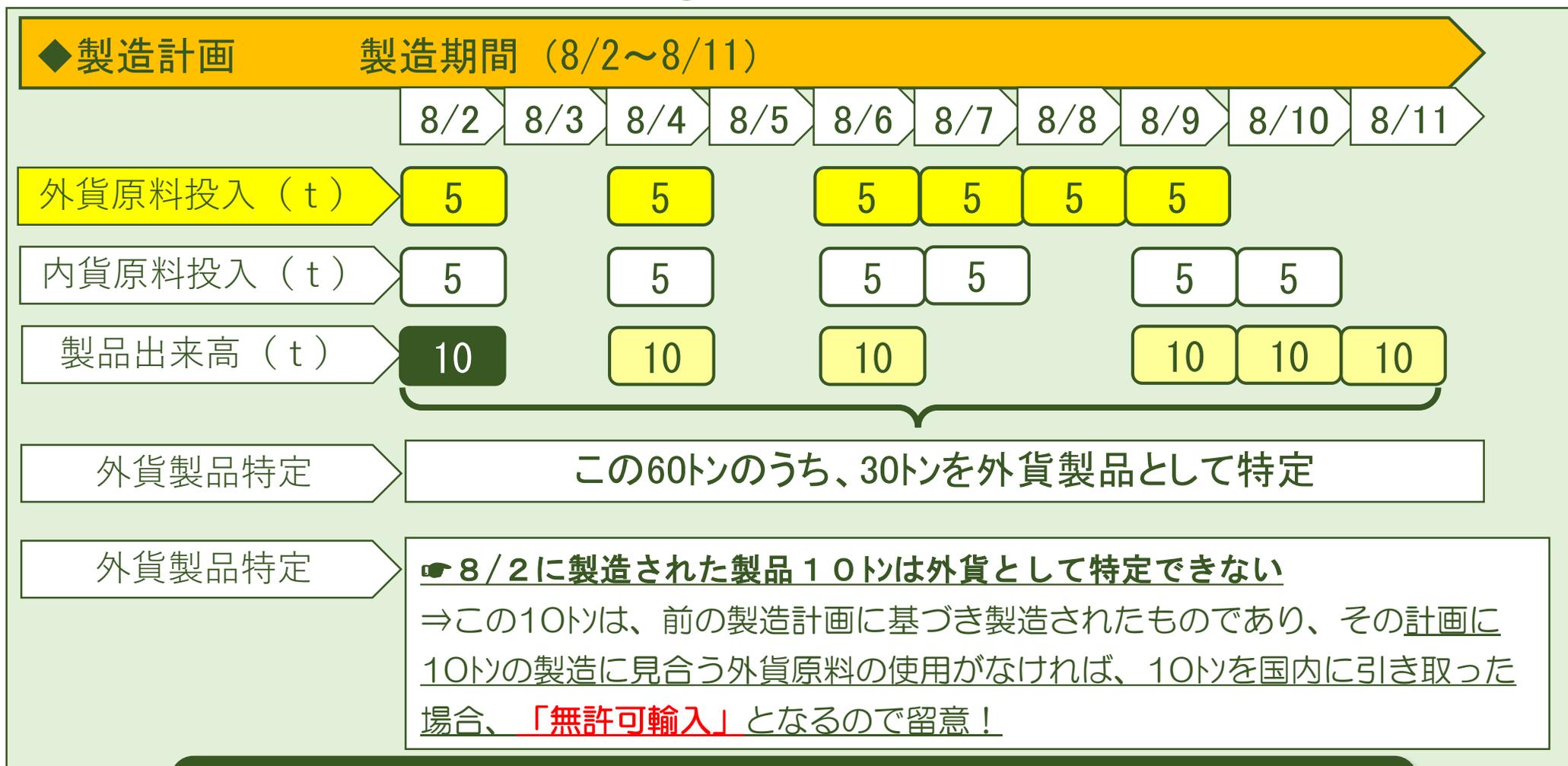
◇ 具体例

製造所要日数を2日、1日の製造能力を10トン、歩留りを100%とし、30トンの外貨製品を製造するとする。（原料は外貨と内貨の割合を50%とする）



3 保税工場における貨物管理 ⑱

内外貨混用に係る外貨製品の特定 ③-4



☞ 内外貨混合使用における保税作業は、
製造計画を立て、早期に外貨製品の特定を行うことが重要！

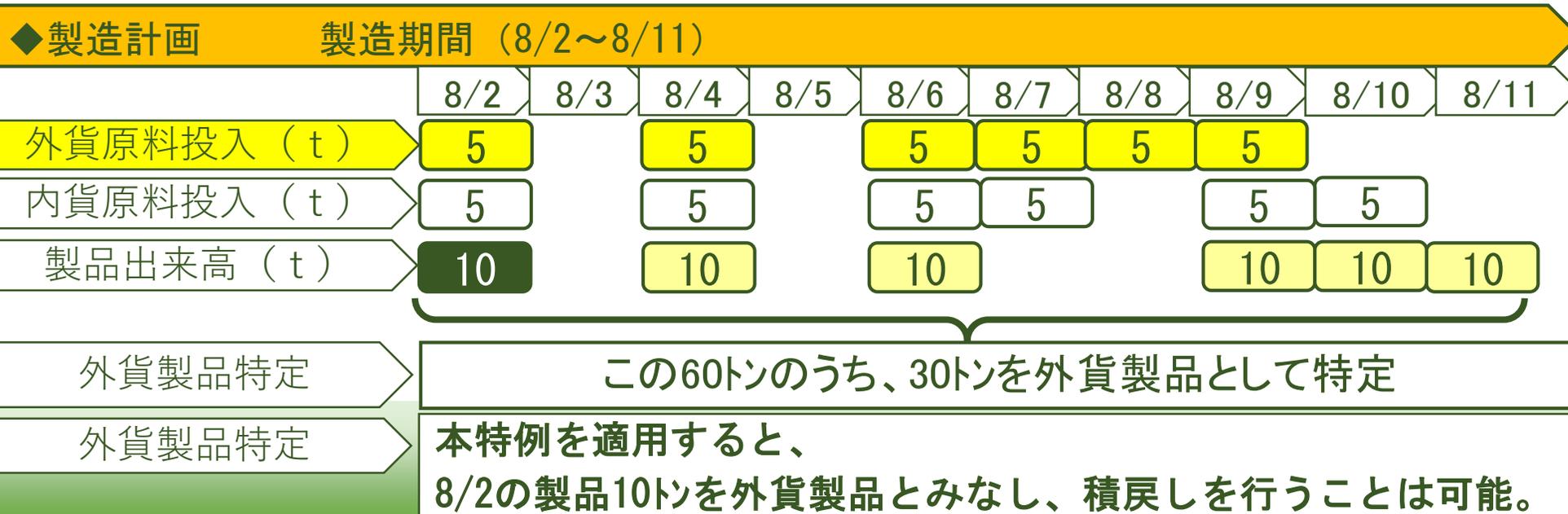
3 保税工場における貨物管理 ⑳

内外貨混用の特例

◆指定保税工場における内外貨混合使用の特例（基通59-5）

内外貨混用作業によりできた製品を月の途中で積戻しする場合において、その製品に見合う外国貨物である原料品が現実にその作業に投入されていないときにおいても、その製品に見合う外国貨物である原料品が、製造の時点において現実に保税工場に入れられていれば、その製造に外国貨物である原料品の使用があったものとみなすこととして差し支えない。

例) 製造所要日数を2日、1日の製造能力を10トン、歩留りを100%とし、30トンの外貨製品を製造とする。(原料は外貨と内貨の割合を50%とする)



3 保税工場における貨物管理 ⑳

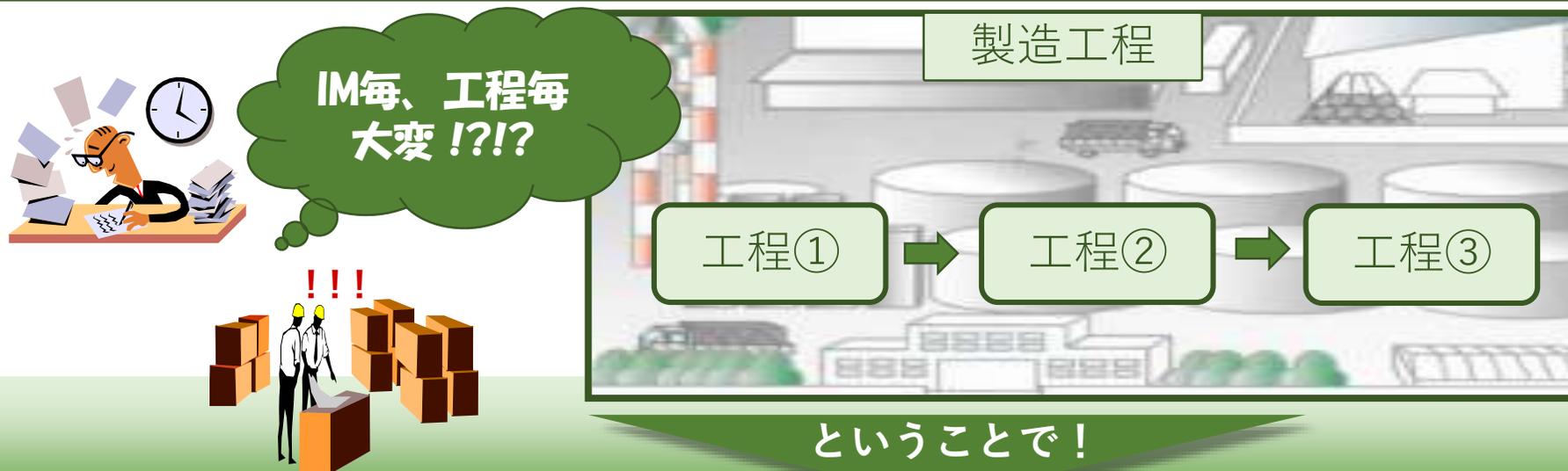
指定保税工場の貨物管理の特例（総量管理）①-1

総量管理

◆ 保税作業における貨物管理の原則

保税作業が複数工程にまたがって行われるような場合には、**IM毎、工程毎**に投入した外貨原料と製造された外貨製品を管理する必要がある。（記帳も同様）

⇒ 工程毎の管理は、工場に著しい事務負担、経済的負担を課す場合が多いため、**貨物管理が適正な工場** については、昭和63年から試行され、製造工程での保税管理を省略し、**原料と製品の搬出入のみの管理する方法**を認めることとし、平成13年から基本通達に規定されたもの。

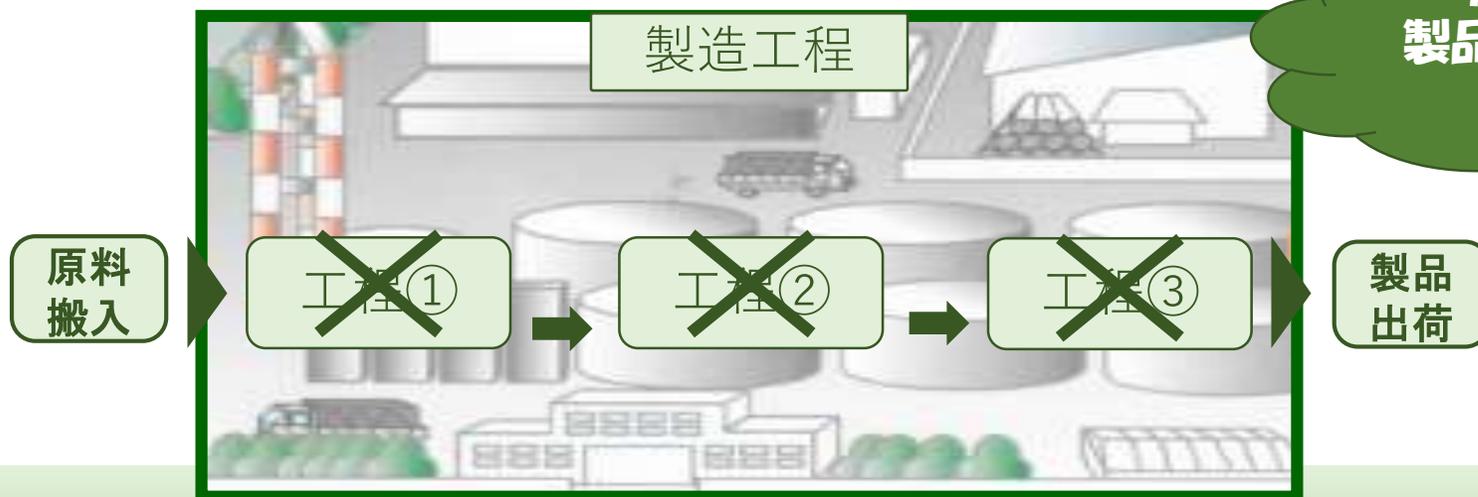


3 保税工場における貨物管理 ②②

指定保税工場の貨物管理の特例（総量管理）①-2

◆ 総量管理の概要

総量管理とは、複数の工程に分かれる保税作業のような場合に、工程毎に行う貨物管理を廃し、工場に投入した原材料がその順に使用され、製品として搬出されるものとみなして、当該保税工場における貨物管理を総量的に行おうとするものである。



原料の搬入と
製品の出荷だけ…
助かった！



3 保税工場における貨物管理 ②③

指定保税工場の貨物管理の特例（総量管理）①－3

◆ 適用要件（基通61の2－6）

この制度の適用が認められる保税作業は、関税徴収の確保上問題がないと認めた保税作業で以下の要件をすべて満たす必要がある。

- ① 指定保税工場（作業）であること。
- ② 確定歩留が設定されている作業又は原料として使用される外国貨物の数量に対応する製品等の数量が即物的に、かつ、容易に把握できる作業であること。
- ③ 貨物の総量管理の適用を受けようとする保税作業が、法第59条第2項《外国貨物と内国貨物との混用》に規定する外国貨物と内国貨物とを混じて使用する承認を受けているものである場合については、当該作業に使用する内国貨物は、原料として使用される 外国貨物と同一税番及び同一統計番号に属し、かつ、商品的にも同種のものとして取り扱われる貨物 であること。

3 保税工場における貨物管理 ②④

指定保税工場の貨物管理の特例（総量管理）①－4

◆ 総量管理における留意点

○ 総量管理の対象となる貨物

- ・ I M済貨物（I M未済貨物は除く）
- ・ I M済貨物と同一税番・同一統計番号で商品的にも同種の輸入許可済貨物及び国産貨物

○ 外貨製品の特定が「製品の出荷時」となるため、基通59－4、59－5の規定の適用はない。（製造計画不要等）

○ 保税製品が搬出されるまでの間は、保税工場内にある全ての外国貨物について原料品又は仕掛品として管理する必要がある。

搬出された製品及び副産物に含まれる原料品の数量を
先入先出方式により I M数量から 引き落とすことになる。

管理が簡単になった
代わりに対象貨物が
限定された・・・
なるほど！



3 保税工場における貨物管理 ②⑤

指定保税工場の貨物管理の特例（総量管理）①-5

◆ 具体的には！

「使用内訳表（C-3307）」を別途作成し、IMに添付して整理する。

**注意点⇒工場内にある実在庫（IM未済の外貨原料は除く）は、
使用内訳表の原料残高以上でなければならない。**

- ・ 通常は、IM時の品名等を記載する。
- ・ IM承認後、原料の選別（異物除去）等によりIM数量に変更があった場合に使用。

- ・ 積戻、保税運送等で工場から搬出された時点で原料に換算した数量を記載する。

使用内訳表(C-3307)			
選別の結果仕分された貨物	品名	数量	仕分後の用途
積戻許可番号等	積戻等年月日	数量	残高

◆ 門司管内で総量管理が認められている主な作業内容

- ① 自動車の製造（取付作業等の簡単な作業）
- ② 内外貨混用使用が認められた化学品、鉄鋼等の製造
（確定歩留が設定され、外貨原料品と外貨製品の関連が明らかな作業）

3 保税工場における貨物管理 ②⑥

指定保税工場の貨物管理の特例（総量管理）①－6

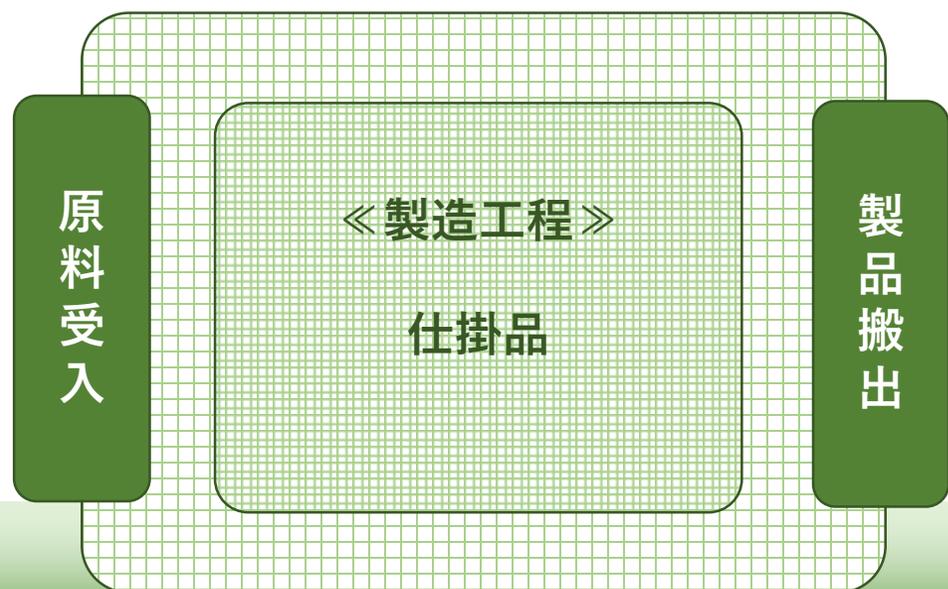
事例)

- ・ 外貨原料をAとして、同種類似の内貨A' 及びその他の内貨を使用し、所要日数2日で製品Bを製造しており、査定歩留は150%とする。

9/2 IM済原料Aを1,000kgを搬入。 (IM未済貨物は対象外となるので注意!!)

9/7 製造された製品の600kgを外貨製品と特定し、保税運送にて出荷。

つまり、 $600 \text{ kg} \div 150\% = 400 \text{ kg}$ の外貨原料が搬出されたことになる。



▼ 外貨製品600kgを搬出するということは、外貨原料400kgが搬出されることと同じ。

総量管理では、常に製品在庫や仕掛品を原料として管理（網掛部分）するイメージで考える。

3 保税工場における貨物管理 ②⑦

指定保税工場の貨物管理の特例（総量管理）①－7

総量管理適用保税工場と非適用工場の取扱いの対照表

項目	総量管理	非適用
原料・製品管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先入・先出方式 ・ 区分蔵置不要 ・ 差し札不要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ IM単位の管理 ・ 内外貨の区分蔵置必要 ・ 差し札必要
記帳義務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社内帳票を保管 ・ 使用、製造終了、保工外の際の記帳義務無 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 搬入、使用、製造終了、搬出、保工外の際記帳義務有り
原料搬出入記帳	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移入承認書保管、使用内訳表 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移入明細（原料台帳）記入
原料の引落とし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製品出荷（申告）時（先入・先出方式） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原料使用時
製品搬出記帳	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用内訳表を記入し、移入承認書の裏面に添付 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貨物移動明細（製品台帳裏面）記入
製造計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造計画書不要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造計画書必要（内外貨混合作業）
外貨製品の特定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製品出荷（申告）時 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造所要日数経過後の作業終了時
外国貨物の亡失	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内国貨物の亡失（外国貨物と振替） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国貨物の亡失（関税徴収）
報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貨物の総量管理の適用を受けた指定保税工場における外国貨物の加工製造等報告書 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国貨物加工製造等報告書

3 保税工場における貨物管理 ②8

確定(査定)歩留りと製造実績

保税工場では、外貨原料品の使用数量に見合う外貨製品の数量については、その使用数量に査定歩留りの数値を乗じて求められるが、外貨製品を含む製品出来高の総量は、日々及び毎月における工場の操業状況によって変わっている。

したがって、歩留担当部門で算出した査定歩留りの率と比較して、

- ・ 製造実績が査定歩留りを上回った場合は、工場の税的な負担が軽くなる
- ・ 逆に下回った場合は負担が大きくなる

ということになる。

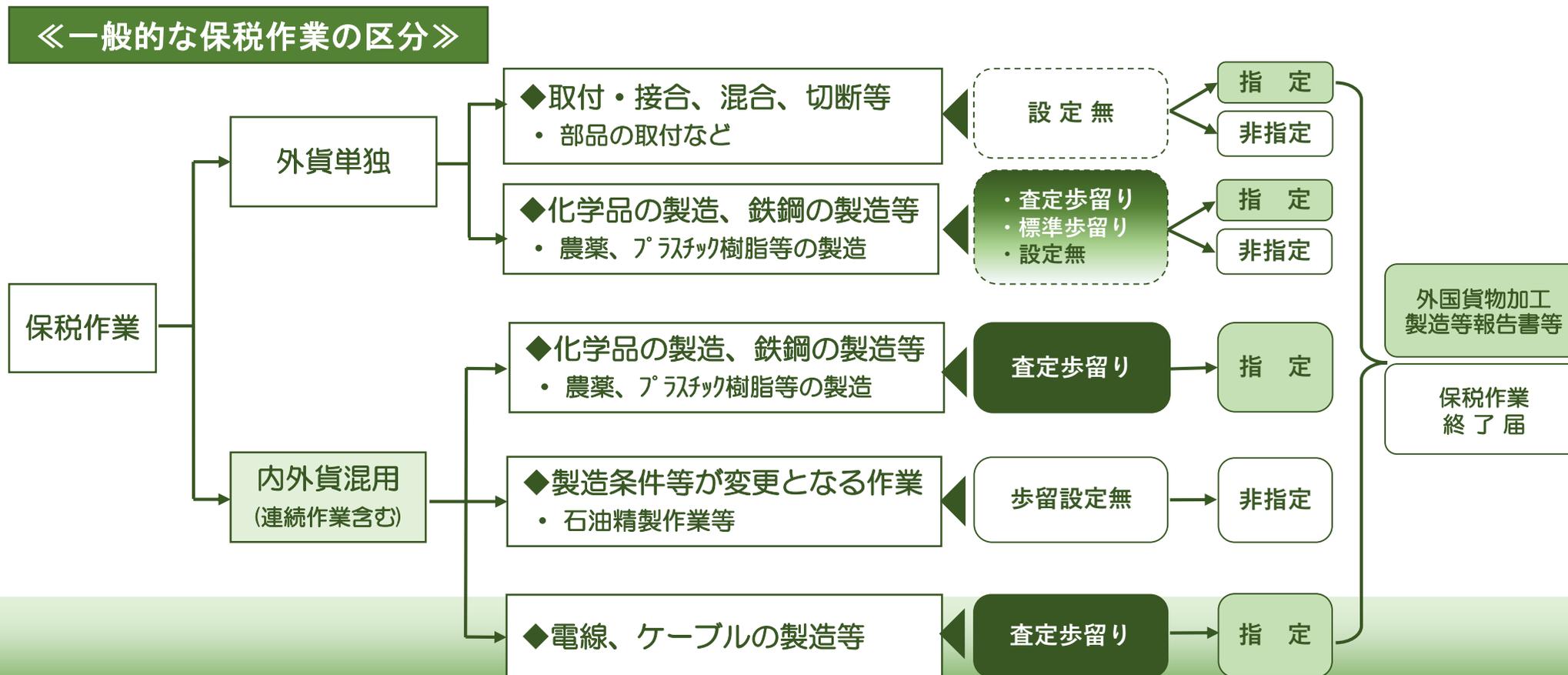
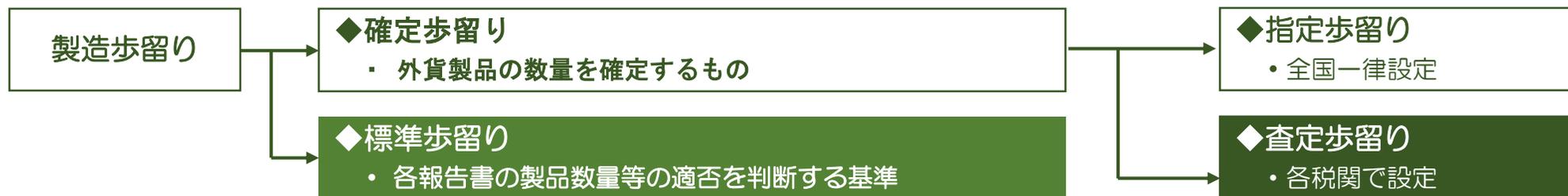
なるほど!



企業では生産性の向上、つまり、歩留りの向上を目指しているため、歩留りについても、設定した後、一定期間経過後（最低3年に1回）において、見直しを行うこととしている。

3 保税工場における貨物管理 (29)

製造歩留りと保税作業の種類



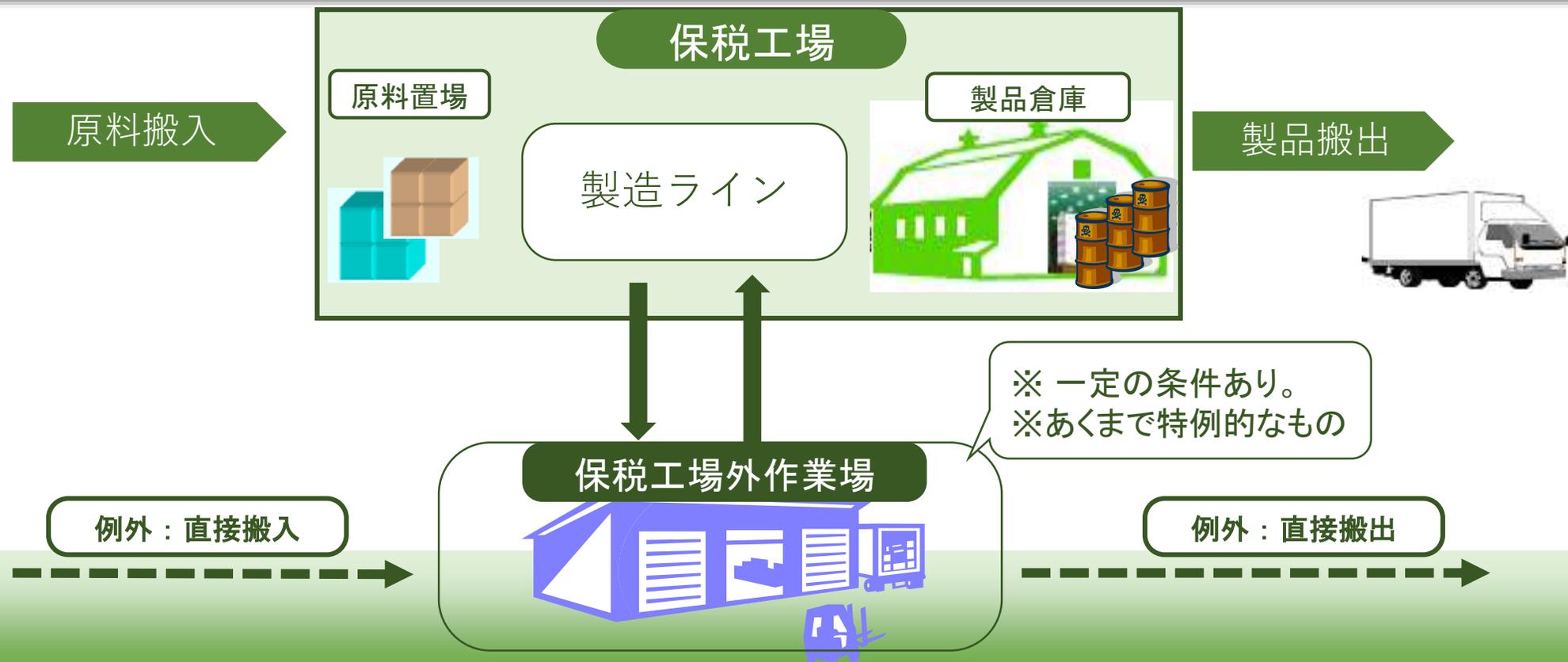
3 保税工場における貨物管理 ③⑩

保税工場外作業(法61条)

関税法第61条第1項

税関長は、貿易の振興に資し、かつ、この法律の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、政令で定めるところにより、期間及び場所を指定し、保税工場にある外国貨物について保税作業をするため、これを当該保税工場以外の場所に出すことを **許可** することができる。

☞ 保工外作業場及び同作業場と工場との運送途上にある貨物はすべて工場にあるものとみなす取扱い。



3 保税工場における貨物管理 ③①

同時蔵置制度 ①

同時蔵置(基本通達42-3)

保税蔵置場においては、法第56条第1項に規定する貨物の混合は認められないが、保税蔵置場の許可を受けようとする施設が石油その他の液体貨物を蔵置するタンク又は穀物その他のばら貨物を蔵置するサイロ若しくは土間である場合において、それらの施設の効率的な使用のため、それらの施設において次のいずれかに該当する貨物(内国貨物を含む)で搬入の時期を異にするものを同時に蔵置する必要があると認められるときは、税関における取締り上特に支障がないと認められる場合に限り、その同時蔵置を同項に規定する貨物の混合とみず、搬入の時期を異にするそれぞれの貨物がその搬入の順序に従って同一の施設に蔵置されるものとして取り扱って差し支えないものとする。



この制度を活用できる貨物は制限されています。
(※該当する貨物は、次のページを参照願います。)
また、この制度は、「タンク等の施設を有効活用」するためのものです。

3 保税工場における貨物管理 ③②

同時蔵置制度 ②

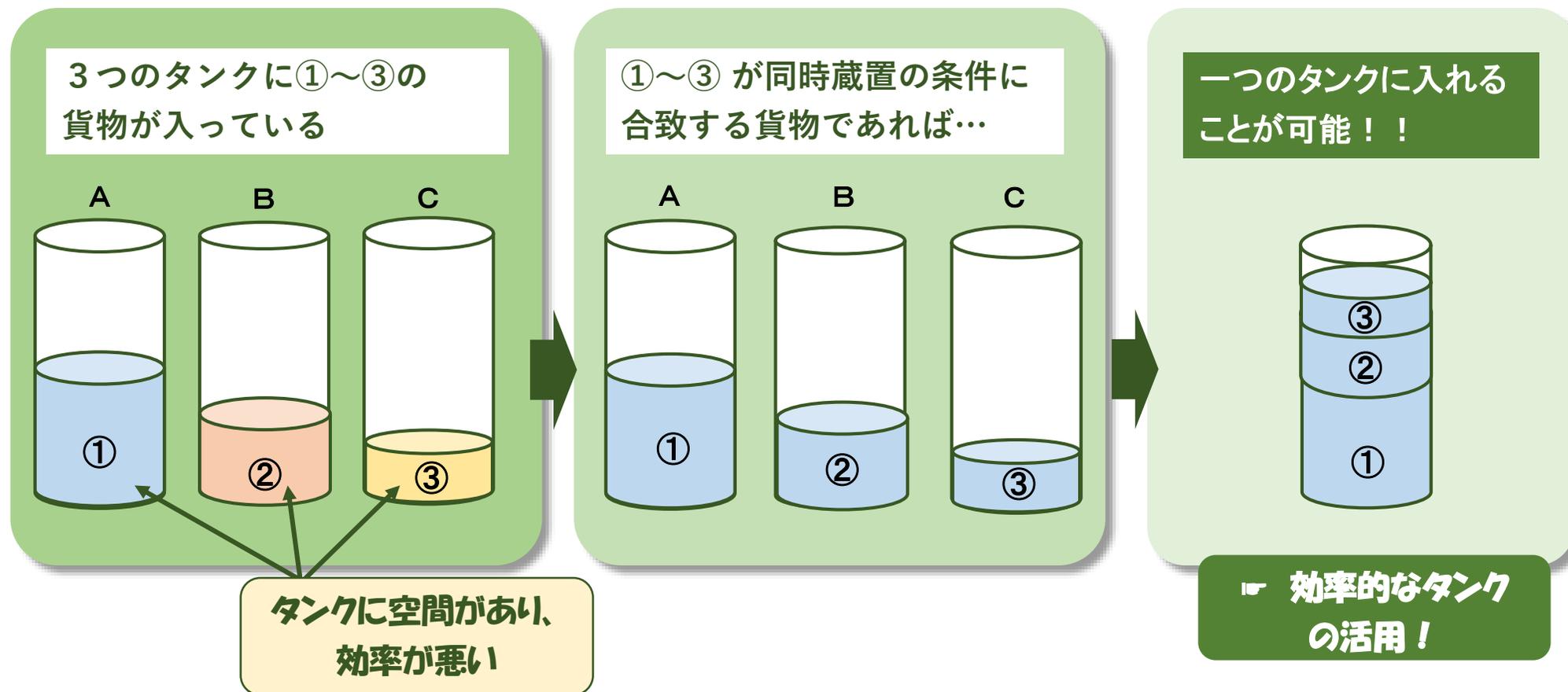
関税法基本通達42-3(保税蔵置場における貨物の同時蔵置)

- (1) 同一税番及び同一統計番号に属し、かつ、商品的にも同種のものとして取り扱われる液体貨物及び穀物その他のばら貨物
- (2) 原油(石油精製の粗油を含む。)
- (3) 重油で商慣習上同種のものとして取引されるもの
- (4) 定率法の別表第1第2710.19号の1の(3)のAの(b)及び第2710.20号の1の(4)のAの(b)に掲げる重油及び粗油であって、これらの号に規定する規格の範囲内のもの
- (5)～(7) (省略)
- (8) その他、税番又は統計番号は異なるが、商品的には同種のものとして取り扱われる貨物のうち、純度、比重その他の性状、当該性状及び数量の確定方法並びに用途等を勘案し、関税及び内国消費税の徴収、貨物の確認等に支障のないもので税関長が認めたもの(なお、この号の適用に当たっては、本省に照会のうえ、決定する。)

☞ 上記の(8)を適用する場合、本省に照会することとなり、決定まで時間を要することになりますので留意願います！

3 保税工場における貨物管理 ③③

同時蔵置制度 ③



3 保税工場における貨物管理 ③④

保税作業に係る各報告書

- ① 保税作業終了届（「C-3260」）
例）船舶の製造、石油の精製作業及び混合作業

裏面も忘れずに！



- ② 外国貨物加工製造等報告書（「C-3310」）
例）化学品の製造、製糖

- ③ 貨物の総量管理の適用を受けた指定保税工場における
外国貨物加工製造等報告書（「C-3312」）
例）化学品の製造、自動車の製造（部品の取付け）、鋼材の製造

3 保税工場における貨物管理 ③⑤

① 保税作業終了届

税関様式C第3260号

番 号

保 税 作 業 終 了 届

届出税関

☛ 原則として、保税工場の許可を受けた工場の工場長の氏名を記載するが、法人の内部で保税工場の業務についての責任者を定めている場合には、その責任者の氏名を記載する。

保税作業開始届 年 月 日 番 号

保税工場の所在地及び名称

責任者氏名

印

保税作業の種類及び内容						保税作業の期間	自平成 年 月 日	至平成 年 月 日	内外貨混合使用の承認を受けた場合その年月日及び番号	平成 年 月 日
保税作業に使用した貨物						保税作業によってできた貨物				
移入承認番号	移入年月日	記号及び番号	品名	内外貨の別	数量 個数 総重量	欄番号	記号及び番号	品名	数量 個数 総重量	備考
						1				
						2				
						3				
						4				
						5				
						6				
						7				
						8				
						9				
						10				

☛ 「品名」欄には、その保税作業に使用したすべての貨物の品名を記載する。(内貨を含む)

☛ 保税作業によってできた製品が、積戻しするために船積梱包がなされている場合は、その梱包に記載された記号及び番号を記載し、船積梱包されていない場合は、製品自体に付されている記号、番号があればその記号、番号を記載する。

※ 税関確認欄

- (注)
- この届出書は2通提出して下さい。
 - 移入承認欄は内国貨物については記載する必要がありません。
 - ※印は税関において記入します。

(規格A4)

3 保税工場における貨物管理 ③⑦

② 外国貨物加工製造等報告書

税関様式C第3310号

外国貨物加工製造等報告書(月分)

令和 年 月 日

税関長 殿

保税工場(総合保税地域)の
所在地及び名称
責任者氏名 (印)

1 原料品

品名及び規格				
前月末繰越数量①				
当月中搬入数量②				
当月中搬出数量③	輸入			
	その他			
	計			
保税作業に使用した数量④				
未使用残高 (① + ② - ③ - ④)				
上欄中承認を受けた数量				

- ① 「前月末繰越数量」欄には、月初において、未加工のまま保税工場に置かれている保税原料品の数量を記載する。
なお、移入承認済のものと承認未済のものは合算して計上する。
- ③ 「当月中搬出数量」欄には、当月中に未加工のまま輸入されたものについては、「輸入」の欄に、未加工のまま積戻し、保税運送その他により搬出されたものは、「その他」の欄に記載する。
なお、輸入の許可を受けた貨物については、その保税工場から現実に搬出されない場合でも、内需又は内国貨物としての用途に充てることとした場合には、その時点で搬出とみなして計上する。

2 製品及び副産物

製品及び副産物の品名・規格				
前月末繰越数量⑤				
当月中出来高⑥				
当月中搬出数量⑦	積戻し			
	保税運送			
	輸入			
	その他			
計				
製品残高 (⑤ + ⑥ - ⑦)				

3 仕掛品

原料品の品名及び規格			
前月末繰越数量⑩			
原料使用数量(上記1の④)			
製品及び副産物出来高に含まれる原料品の数量⑪			
本月末残高(⑩ + ④ - ⑪)			
備考			

- ⑦ 「製品及び副産物」の項の「当月中搬出数量」欄において、税関長の承認を受けて減却を行った場合の数量は、「その他」の欄に計上する。
- ⑪ 「仕掛品」の項の各欄「製品及び副産物出来高に含まれる原料品の数量」欄には、製造及び副産物の数量を現実に使用した保税原料品の数量に換算して、その数量を記載する。

3 保税工場における貨物管理 ③⑧

③ 外国貨物加工製造等報告書（総量管理用）

税関様式C第3312号

貨物の総量管理の適用を受けた指定保税工場における外国貨物加工製造等報告書

税関長殿

令和 年 月 日

☞ 総量管理の対象外である
IM承認未済貨物も含める

指定保税工場の所在地及び名称
氏名(責任者) ⑩

1 原料品

品名及び規格	前月末繰越数量 ①	当月中搬入数量 ②	当月中搬出数量 ③			製品及び副産物の搬出高に含まれる原料品の数量 (下記2の⑧) ④	原料品及び仕掛品の合計残高 (①+②-③-④) ⑤	左欄中承認を受けた数量
			輸 入	そ の 他	計			

2 製品及び副産物

☞ IC、IMW等

☞ 運送、滅却等

☞ 工程仕掛品、未搬出製品を含む

製品及び副産物の品名・規格	当月中搬出数量 ⑥					製品及び副産物に含まれる原料品の数量算出根拠 ⑦	製品及び副産物の搬出高に含まれる原料品の数量 ⑧
	積戻し	保税運送	輸 入	そ の 他	計		

☞ 同一企業における移送を含む

☞ 歩留りによる計算式等

本日のまとめ

1 保税工場の基礎知識

- ↳ 保税工場 蔵置期間はIM承認の日から2年（延長可）
- ↳ 外国貨物は保税地域以外に置くことはできない 見本の一時持出 廃棄と減却
- ↳ 保税工場の記帳義務 省略できる項目もあるが、作業終了時と搬出時は記帳が必要
- ↳ 『みなし蔵置場』（蔵置場とみなす、貨物限定）『併設蔵置場』（許可、貨物限定なし）
- ↳ 保税工場の許可要件、許可の方針

2 保税工場における非違と処分

- ↳ 処分：搬入停止、保税作業の停止及び許可取消し 1号処分、2号処分（法令遵守が肝要！）

3 保税工場における貨物管理

- ↳ トレーサビリティ 系内から系外 全て把握
- ↳ 保税作業（外貨単独、内外貨混合使用、指定作業（工場）、総量管理）
- ↳ 内外貨混合使用（等質主義、確定歩留りと製造計画の適正な作成が重要な要素
製品特定の必要性 決めつけをしないと・・・無許可輸入）
- ↳ 総量管理 指定保税工場の特例 貨物管理が適正な工場 原料と製品の搬出入のみ管理
適用要件（歩留設定、同一税番、同一統計番号、かつ、商品的にも同種のもの）
留意点あり（IM未承認貨物は除外 製品特定は出荷時 仕掛品も管理 先入先出）
- ↳ 製造歩留 保税工場外作業 同時蔵置制度
- ↳ 保税作業終了届、加工製造等報告書、使用内訳表

最後までご覧いただき有難うございました。



税関では、皆様のご協力をいただき、今後とも、保税制度の円滑な利用促進に向けて事務処理を進めていきたいと思っておりますので、ご不明な点などがあれば、いつでもお気軽にお問い合わせください。

また、「いつもと違う」など不審に思うことがございましたら、どんなことでも結構ですので、ご連絡ください。

密輸ダイヤル 0120-461-961

税関ホームページ <https://www.customs.go.jp/>

門司税関監視部保税地域監督官

TEL : 050-3530-8387

E-mail : moji-hozei@customs.go.jp

